

奈 個 情 第 5 号  
令和元年8月21日

奈良市教育委員会 様

奈良市個人情報保護審議会  
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る  
諮問について（答申）

令和元年7月9日付け奈教学第601号で諮問のあった下記の件について、別紙  
のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第1-1号】

奈良県域統合型校務支援システムに係る電子計算機の結合について（諮問実施機  
関 教育委員会教育部学校教育課）

(別紙)

答申：個情第24号

諮問：個情第1-1号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

奈良市教育委員会が、奈良県教育委員会が構築した奈良県域の全39市町村統一の校務を支援する「奈良県域統合型校務支援システム」の導入に伴い、奈良市教育委員会、奈良市立小学校、中学校及び高等学校が、奈良市教育委員会が管理する「センターサーバー」を経由し、当該センターサーバーと当該システムの構築業務を受託した事業者が管理する当該システムのクラウドサーバーとをオンラインで結合し、当該クラウドサーバー上で当該児童生徒に係る在籍、出席、成績、保健管理及び帳票機能としての指導要録等の公簿類の校務遂行において個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

### 第2 対象事業の概要

実施機関（奈良市教育委員会教育部学校教育課。以下同じ。）は、「奈良県域統合型校務支援システム」の概要について、次のとおり説明した。

#### 1 奈良県域統合型校務支援システムの必要性について

次のことから、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革において文部科学省の「学校ICT環境整備促進実証研究事業」として構築された「奈良県域統合型校務支援システム」を活用した業務の効率化などにより、学校業務の質的転換や児童生徒に必要な総合的な指導を持続的に行うことができることから、公益上の必要性があると認められる。

##### (1) 奈良県域統合型校務支援システムの導入の経緯

文部科学省は、平成29年6月22日に諮問した、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について、平成31年1月25日、中央教育審議会から答申を受けた。この答申では、これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務であることなどを目的としており、教職員の長時間勤務の解消には、統合型校務支援システムの導入により、指導要録への記載など学習評価

をはじめとした業務の電子化による効率化などを図ること、ICTを活用して教材の共有化を積極的に進めることなどが教育委員会等の取り組むべき方策のひとつに挙げられている。

こうしたことから、平成30年度、奈良県が「学校ICT環境整備促進実証研究事業」を受託し、奈良地域の全39市町村の参加を最終の形とした「奈良地域統合型校務支援システム」の整備事業を開始した。実施機関としては、奈良県教育委員会及び関係市町村教育委員会との協議を重ね、令和元年9月からの運用開始を目指すものである。

## (2) 奈良地域統合型校務支援システムについて

### ア システムの概要

現在、奈良市立小学校、中学校及び高等学校においては、それぞれ学校の教職員が名簿管理、成績処理、通知表作成、指導要録作成など多岐にわたる校務処理を行っている。学校現場においては、教員としてよりきめ細やかな学習指導や生徒指導を求められるが、その校務が煩雑で処理に時間を要しているほか、教職員が個々に児童生徒に係る個人情報进行管理し、校務全般を担っているため、これらが教職員の長時間勤務の要因にもなっており、校務を統一化し、かつ、効率的に、情報共有できる環境の整備が必要となっている。こうしたことから、「奈良地域統合型校務支援システム」を導入し、児童生徒一人ひとりに係る情報をデータベース化し、業務の正確性の担保に係る負担を軽減するなど、教職員の働き方改革につなげようとするものである。

実施機関が導入しようとする「奈良地域統合型校務支援システム」は、「教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステムで、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で重要であり、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする。また、「奈良地域統合型校務支援システム」を導入するメリットは、情報システムの利用により校務における業務負担を軽減できることに加え、これら情報の一元管理及び共有ができることにある。

### イ システムの効果

「奈良地域統合型校務支援システム」は、奈良地域の全39市町村が同一のシステムを導入、運用し、業務の共通化や標準化を推進することにより、教職員の多忙解消及び児童生徒への指導の充実を図るもので、このシステムで想定し得る主な効果は、次のとおりである。

- (ア) 児童生徒に係る個人情報に複数の教職員で共有化
- (イ) 同一のシステム化による校務業務の効率化
- (ウ) 教職員の人事異動の際の円滑な業務遂行
- (エ) 児童生徒の進学時や転出入時の学校間の円滑な情報連携
- (オ) システムの共同調達によるコスト及び運用コストの大幅削減

## 2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、「奈良県域統合型校務支援システム」を導入するに当たり、次のような措置を講じることで、児童生徒に係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

- (1) 「奈良県域統合型校務支援システム」を導入する奈良地域の全39市町村の当該システムのデータセンターへの接続は、外部からの不正アクセスや脅威を排除するため、当該市町村において校務系ネットワークをインターネット及び学習系ネットワークと分離を完了していることを条件とすること。
- (2) 実施機関において児童生徒のアクセスやインターネットアクセスを分離している校務系ネットワークを「奈良県域統合型校務支援システム」との接続系統として採用すること。
- (3) 「奈良県域統合型校務支援システム」のデータセンターとの接続は、インターネット経由ではなく、インターネットを排除したイーサネットVPN回線を用いることで、相互通信網を構成せず、奈良県及び他市町村間の通信を不可とすること。また、「奈良県域統合型校務支援システム」を導入する奈良地域の全39市町村においても、同様とすること。
- (4) 「奈良県域統合型校務支援システム」への接続は、ファイアーウォールにより奈良県及び他市町村以外の接続を不可とし、提供すること。
- (5) 「奈良県域統合型校務支援システム」のアプリケーションは、奈良市以外の他市町村間及び同一市町村内における学校間のデータへのアクセスを制限し、権限をもつ教職員は、法令に基づいた進学や転入出に基づいた事務を支援する機能を使用し、転出先や進学先にデータを提供すること。
- (6) 「奈良県域統合型校務支援システム」を導入するに当たって、奈良県教育委員会と奈良地域の全39市町村が、個別に奈良県全体で共同して利用するための基本協定を同一内容とする「奈良県域統合型校務支援システム導入に関する基本協定書」を締結し、統一的に適正な当該システムの運用を図ろうとしていること。
- (7) 実施機関と「奈良県域統合型校務支援システム」を構築する受託事業者との間で契約書を締結するとともに、奈良市個人情報取扱特記事項の遵守を求め、情報の管理、取扱いを遵守させるとともに、児童生徒に係る個人情報の

取扱いにおいて必要事項の提出を求めることとしていること。

### 第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が児童生徒に係る個人情報 を適正に取り扱うために第2の2(1)から(7)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関が「奈良県域統合型校務支援システム」を導入し、運用することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

### 第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該児童生徒又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはない と判断した。

ただし、実施機関が「奈良県域統合型校務支援システム」を導入し、運用するに当たっては、次の事項に留意し、児童生徒に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 実施機関が奈良県教育委員会と締結する「奈良県域統合型校務支援システム導入に関する基本協定書(案)」で、この基本協定に違反のあった市町村について当該システムへの接続を遮断する措置を講じることができる条項を盛り込むこと。
- 2 実施機関は、「奈良県域統合型校務支援システム」を構築する受託事業者と契約を締結するに当たっては、契約書に当該事業者による損害賠償についての確に履行することができる条項を盛り込むこと。
- 3 実施機関は、「奈良県域統合型校務支援システム」を構築する受託事業者と契約を締結するに当たって、別途締結する「統合型校務支援システム利用における秘密保持及び個人情報保護に関する覚書」について、当該事業者を退職した従業者にも覚書の内容を適用できる条項を盛り込むこと。

### 第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和元年 7月 9日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年 7月 24日	令和元年度第1回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。

	2 事案の審議を行った。
令和元年 8月20日	令和元年度第2回審議会 事案の審議を行った。
令和元年 8月21日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大和大学准教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	